主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士花岡保の上告理由について。

論旨は唯漠然と原判決には「採証の法則を誤り且経験則に反し事実を認定したる 違法あり又理由に齟齬あり」というに過ぎないのであつて上告適法の理由とは認め 難い。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	岩	松	Ξ	郎
	裁判官	真	野		毅
	裁判官	斎	藤	悠	輔
	裁判官	λ	ΣT	俊	郎